職務内容書（理事）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】
独立行政法人日本医療研究開発機構　理事

独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づき、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を図るため、医療分野研究開発推進計画に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発等の業務を行うことを目的とする、国が行う医療分野の研究開発の中核的な役割を担う法人であり、平成 27 年４月１日に設立する予定である。

今回の公募ポストである理事は、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、経営企画、総務、経理といった管理業務から、研究公正、知的財産等の研究支援業務、医療分野の研究開発の事業に関する業務全体を総括する。

特に、医療分野の研究開発については、ヒトを研究対象とし、被験者の健康に対するリスクを有する試験も伴い得る臨床研究、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく承認申請等、他の研究分野にはない過程を必ず経なければならないという特殊性があるため、機構には、医薬品医療機器等法に基づく承認という実用化のゴールを見据えた一貫したマネジメント、臨床研究・治験の適正な実施等に関する専門的な知見を有するものによる研究支援を行う機能が期待されている。

このため、機構の理事には、総合調整能力を有し、業務の適正な執行の監督、指導を行うとともに公平性・中立性を担保して的確に遂行できる十分な能力を有していること、関係団体・機関との間の調整を的確に遂行できる十分な能力を有していること、国の予算・会計制度に精通していること等のほか、医薬品医療機器等法、臨床研究・治験の適正な実施等に関する卓越した知見を有することが求められる。

１．機関名：独立行政法人日本医療研究開発機構

（法人の業務概要）

機構は、平成 27 年４月に設立予定の法人であり、医療分野における基礎的な研究から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を図るため、健康・医療戦略推進本部の下、医療分野研究開発推進計画等に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発等の業務を行うことを目的としている。主な業務内容は、以下のとおり。

（１）　医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。
（２）　（１）の業務に係る成果を普及し、その活用を促進すること。
（３）　医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。

なお、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 67 号）により、平成 27 年４月１日に、名称が、「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる予定。

２．ポスト：理事　１名
（任期２年：平成 27 年４月１日～平成 29 年３月 31 日）

３．職務内容

・　法人の重要な経営方針の立案に参画するとともに、理事長を補佐し、法人の業務を掌理する。
・　管理部門、支援部門、事業部門（職員数約 300 名規模を予定）に係る以下の業務を管理し、その所掌事務に関して職員を指揮監督する。

① 管理部門
経営企画、総務、経理業務に関し、中長期目標、中長期計画及び各年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行する。また、業務の効率化について具体化を主導する。

② 研究支援部門
研究開発が公正かつ適正に実施されるための措置を講ずるとともに、研究不正への対応に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成等に係る業務を遂行する。また、知的財産取得に向けた研究機関への支援機能を整備する。

③ 事業部門
医療分野に関する研究開発について、医療分野研究開発推進計画に従って、基礎研究成果の評価、臨床研究への橋渡し、国際水準の質の高い臨床研究・治験体制の整備等、基礎研究から実用化まで切れ目なく支援を実施する体制を整備する。

４．必要な資格・経験等

・原則として任期満了時点で 65 歳未満であること。
・担当する業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
・中立性・公平性を担保して業務を遂行できること、また、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の運営や管理の経験を有し、約 300 人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。

・機構は国が行う医療分野の研究開発の中核的な役割を担うことから、医療分野の研究開発の情勢や政策の動向等に関し、幅広い知見を有していること。特に、医療分野の研究開発の特殊性から、機構が、医薬品医療機器等法に基づく承認を見据えた一貫したマネジメント、臨床研究・治験の適正な実施等の機能を果たしていくことが必要であることに鑑み、医薬品医療機器等法、臨床研究・治験の適正な実施等に関する卓越した知見を有すること。

・民間企業や国、独立行政法人等の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有しているとともに、国の予算や会計制度に精通していること。

・医療分野における研究成果の実用化等、世界をリードする医薬品・医療機器の創出に向けて、リーダーシップを発揮できると認められること。

５．勤務条件

（１）勤務条件

・勤 務 形 態：常勤

・勤　務　地：日本医療研究開発機構本部（東京都千代田区大手町１丁目７番１）

・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし

・給　　与：年収約 1,650 万円～約 1,800 万円(地域手当、特別調整手当、期末手当含む)及び通勤手当
※今後定める役員報酬規程に基づくため、変更する可能性がある。

・福 利 厚 生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断（年１回）

（２）選考方法

・公募により以下のとおり選考する。

① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）

② 二次選考（面接審査）

③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命

６．応募方法

（１）応募書類等（応募書類等については、一切返却しませんので予め御了承ください。）

〇履歴書

・顔写真（３ヶ月以内に撮影）を貼付すること。

・学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。

・職歴は、会社（又は法人）名、所属部課名、役職名、職務内容、所属組織の概要・規模・職責等を記入すること。

※職務内容と所属組織の概要・規模・職責等は別添として記載すること。

・連絡用の携帯電話番号及び電子メールアドレスを記入すること。

〇自己アピール文書

・Ａ４（40 文字×40 行）で２枚以内。

・自らがこのポストに適任であることをポイント毎に簡潔にまとめること。

（２）応募先

〒100-8914　東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府大臣官房人事課企画係

（３）応募期限

平成 27 年２月２日（月）必着

７．欠格事項等

独立行政法人通則法又は独立行政法人日本医療研究開発機構法の役員欠格条項に該当する場合は、理事となることはできない。

【参考】

・独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（役員の欠格条項）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

・独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）（抄）

（役員の欠格条項の特例）

第12条 通則法第22条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

８．問合せ先

（公募の手続きに関する問合せ）

内閣府大臣官房人事課企画係　03-5253-2111（内線 31321）

（日本医療研究開発機構、職務内容又は必要な資格・経験等に関する問合せ）

内閣府独立行政法人日本医療研究開発機構担当室 03-3539-2501